

生活扶助基準の一般国民との消費格差目標について

- 格差縮小方式から水準均衡方式への移行のきっかけとなった、昭和58年中央社会福祉審議会意見具申は、当時の生活扶助基準を「一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達している」と評価している。
- 同審議会がほぼ妥当と評価した根拠は、一般世帯と被保護世帯の消費支出格差ではなく、「変曲点」という概念を用いたものである。（2ページ参照）
- なお、この当時における一般勤労者世帯と被保護勤労者世帯の消費支出格差は約6割である。（3ページ参照）
- また、一般世帯と被保護世帯の消費支出格差に関し具体的な数値目標に言及したものとしては、高度経済成長期の昭和37年の社会保障制度審議会意見具申や、昭和45年の「厚生行政の長期構想」がある。（4ページ参照）

格差縮小方式：一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小しようとする方式

水準均衡方式：生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に予想される一般国民の消費動向に準拠するとともに前年度までの実績との調整を図る方式

生活扶助基準及び加算のあり方について(昭和58年中央社会福祉審議会意見具申)(抄)

1 生活扶助基準の評価

- (1) 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえられるべき相対的なものであることは、既に認められているところである。
- (2) (略)
- (3) このような考え方にに基づき、総理府家計調査を所得階層別に詳細に分析した結果、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているとの所見を得た。